

暮

ら

し

の

情

報



目次

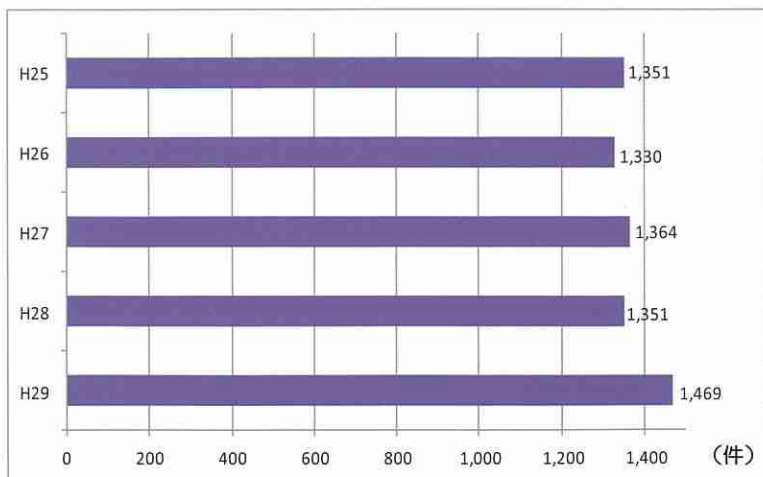
- P1 平成29年度 消費生活相談概要
- P2, 3 平成29年度 消費生活センターに多く寄せられた相談事例
- P4 消費生活講座のご案内
第2回消費生活講座を開催しました！
借金やヤミ金融に関する無料相談会

平成29年度 消費生活相談概要

昨年度、消費生活センターへは総計1,469件のご相談が寄せられました。相談件数は平成25年度以降ほぼ横ばいでしたが、昨年度は前年度より118件増加しました。

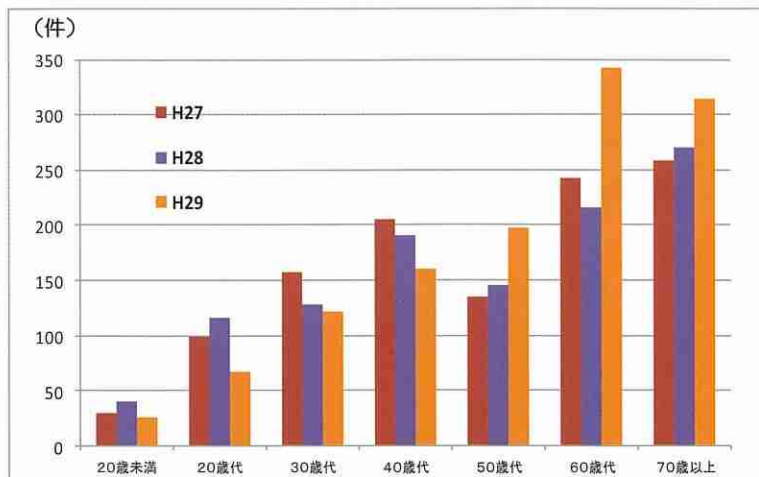
この増加は、次頁の事例「法務省などをかたった架空請求のはがき」に関する相談の急増によるものであり、年齢別の相談件数を見ると、特に60歳代の相談件数が前年度比約1.5倍と大幅に増加しています。

年度別相談件数



消費者被害から身を守るためには、私たち消費者が、自ら消費生活に関する情報を集め、生活に活かしていくことが大切です。消費生活センターでは、消費者トラブルを防ぐポイントや暮らしに役立つ情報を、広報いちはら・町会回覧・各種講座などでお伝えしています。消費生活に関してご質問、ご相談がありましたら、消費生活センターまでお問合せください。

年齢別相談件数



平成29年度 消費生活センターに多く寄せられた相談事例

消費生活センターでは、昨年度1,469件の相談を受け付けました（前年比8.7%増）。その中でも相談件数が多かった主な事例についてご紹介します。今年度も継続して、同様の相談が寄せられています。トラブルの未然防止にお役立てください。

【事例1】 架空請求

①法務省などをかたった架空請求のはがき

「あなたは契約不履行で裁判所に訴えられ、最終取り下げ期日までに連絡ない場合は差押え等になる」という内容のはがきを送付されてきた。

②大手通販会社をかたって携帯電話に送信されてくる架空請求のメール

「サイト利用料金の未納がある。本日中に連絡ない場合は法的手続きに入る」というSMSのメールが送信されてきた。

※SMS・携帯電話同士で、電話番号を宛先に短いメッセージのやりとりができる「ショートメッセージサービス」の略。



☆トラブルにあわないために☆

これらは振込め詐欺の一種で、不安にさせて冷静に考える時間を与えずに電話を掛けさせることが目的です。電話を掛けると理由を付けて支払（コンビニで購入する電子マネーなど）を要求してきます。

心当たりのないはがきやメールが届いても、絶対に連絡してはいけません。

【事例2】 光回線乗り換えの電話勧誘

「インターネットや電話の利用料金が安くなる」等のセールストークで大手電話会社の代理店を名乗る事業者から光回線の乗り換えを勧誘された。契約後に光回線の契約先が変わったことが分かり、オプションなど含めると実際には安くならなかった。



☆トラブルにあわないために☆

事業者側の説明不足や消費者側の内容の理解不足などがトラブルの主な原因です。通信契約は内容が複雑なものが多いため、勧誘されてもその場で決めず、まずは乗り換えの必要性などについて家族や身近な方に相談しましょう。

契約した場合、受領した契約書の内容をすぐ確認し、契約書受領後8日間以内であれば、初期契約解除制度を活用できる場合があります。

【事例3】 インターネット通販の定期購入（健康食品や化粧品等）

「初回〇〇円」というインターネット等の広告を見て、お得だと思い注文したところ、翌月にも同じ商品と請求書が届き、複数回の定期購入だと分かった。1回だけ購入したつもりであったため解約したい。



☆トラブルにあわないために☆

広告の表示が分りにくいことや、消費者の確認不足がトラブルの主な原因です。通信販売にクーリング・オフ制度はありませんので、注文前に、購入条件や返品制度の有無・条件をよく確認しましょう。

⇒定期購入の場合、広告内の表示に加え、注文画面にも購入条件（回数、支払総額）が記載されています。

【事例4】 点検商法（訪問販売）

「近所で仕事があり通りがかったのですが」「3,000円で排水管の高圧洗浄をしませんか」「お宅の火災保険を使って無料で屋根を直しませんか」などと言って訪問してきた事業者に無料点検を勧められた。これに応じて家に招き入れたら高額な工事を提案され、渋っていたら、今なら値引きすると強引に契約させられた。



☆トラブルにあわないために☆

一旦事業者を招き入れると、強引で長時間に及ぶ営業を受け、正常な判断が出来なくなり、断ることが出来ず、契約をしてしまうことがあります。玄関を開ける前に、落ち着いて対応する、あるいは毅然と断る勇気を持って下さい。事業者の話に乗ってすぐに契約するのは禁物です。

訪問販売の場合、契約書受領後8日以内であれば、クーリング・オフ制度を活用できる場合があります。

【事例5】 SNSやEメールをきっかけとしたサクラサイト

EメールやSNSを使って見知らぬ人が接触してきた。親切な人と思い、やりとりを続けていたら、別のサイトを教えられ、そのサイトに登録した。そのサイトで交信を続けようとしたら、交信のための有料ポイントを何度も購入させられた。



☆トラブルにあわないために☆

親切だと思っていた人から、お金になる副業の話聞き、役に立たない高額な情報やソフトを買わされた事例もありました。インターネットで目を引く甘い言葉やもうけ話には裏があると思ってください。そもそも、会ったことのない人を、すぐに信用することは危険であると思いませんか。相手の正体が分かりづらいのがインターネットの怖いところです。

消費者が契約をする際、事業者と比べ情報量・交渉力で立場が弱く、また、誰もが持つ人間の心の弱みにつけこまれ、納得が出来ない契約をしてしまうことがあります。今回ご紹介した事例は最近だけではなく、昔から形や姿を変えてずっと起きています。「私は大丈夫」と過信することは禁物です。

契約してからの後戻りは難しいので、契約する前には、落ち着いて、十分に時間を掛けて、判断をするようにしてください。

ひとりで悩まず、「まず相談！」。
困ったら、消費生活センターにご相談ください。

消費生活講座のご案内

消費生活センターでは、消費生活に関する知識・情報を提供するため、消費生活講座を開催しています。

第4回 消費生活講座

「知っておきたい終のすみか～自宅？老人ホーム？失敗しない選択方法は～」

- 開催日時 平成30年11月30日(金) 14:00～15:30 (受付13:30～)
- 場 所 市原市勤労会館 (youホール) 2階会議室
- 講 師 小笠原 憲二
- 定員・費用 先着50人 無料
- 申込開始予定 平成30年11月5日(月)から



第5回 消費生活講座

「知っておきたいマネー&ライフプラン～老前・老後破産・リタイア貧乏を防ぐには～」

- 開催日時 平成31年2月20日(水) 14:00～15:30 (受付13:30～)
- 場 所 市原市勤労会館 (youホール) 2階会議室
- 講 師 小笠原 憲二
- 定員・費用 先着50人 無料
- 申込開始予定 平成31年1月17日(木)から



☆申し込み方法等の詳細につきましては、どちらの講座も
広報いちはら・市HP等に掲載予定です。

第2回 消費生活講座を開催しました！

平成30年7月23日(月)、第2回 消費生活講座「家族で学ぼう、洗剤の働き～汚れが落ちる様子を観察しよう～」を、開催いたしました。

小学4・5・6年生と保護者の方、計24名にご参加いただき、ライオン(株)千葉工場にて洗濯の基礎知識を講義や実験を交えて学ぶとともに、工場見学を行いました。



ご参加いただき
ありがとうございました！

借金やヤミ金融に関する無料相談会

借金やヤミ金融被害のことでお悩み・お困りの方を対象に、弁護士や司法書士、警察官などによる無料相談会を開催します。一人で悩まずに、まずはご相談ください。

- 開催日時 平成30年11月17日(土)
10時～16時(受付は15時まで)
- 場 所 市原市勤労会館 (youホール)
2階会議室
- 定員・費用 先着10人(予約制) 無料
- 申込方法 電話で申し込む
- 申込・問合せ先 千葉県くらし安全推進課
☎043-223-2271
- 申込開始日 平成30年10月15日(月)

消費生活センター
住所 〒290-0081
市原市五井中央西1丁目1番地25
サンプラザ市原2階
電話 0436(21)0844
FAX 0436(21)0899
H P http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/syouhi_simin/index.html

消費生活相談専用電話※

0436 (21) 0999

相談受付時間 9:00～12:00・13:00～15:30
(土・日・祝日・年末年始除く)

※消費者からの、業者との契約に関する相談などを受け付けています。